（交付金相当額積立金の額）

第十三条の三の八　法第十五条の七第一号の経済産業省令で定める方法は、供給促進交付金の額から、第一号に掲げる量に第二号に掲げる額を乗じて得た額を控除する方法とする。

一　認定事業者が、認定発電設備を用いて発電し、及び市場取引等により供給した再生可能エネルギー電気の量

二　第三条の五第四号の額

2　法第十五条の七第二号の経済産業省令で定める方法は、調整交付金の額のうち当該電気事業者が当該特定契約又は一時調達契約に係る再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額から、第十三条の三の三第一号から第五号までに掲げる額（当該再生可能エネルギー電気の調達に係る費用に充てる額に相当する額に限る。）の合計額を控除する方法とする。

［新設］

（交付金相当額積立金の取戻し）

第十三条の三の九　法第十五条の九の経済産業省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　法第十条の三の規定の違反について、その改善に必要な措置をとった場合

二　認定発電設備の解体等を完了し、その認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止した場合

三　法第十五条の十一第一項の規定による命令を受けた場合

四　その他認定事業者が交付金相当額積立金の取戻しを行うことが適切であると経済産業大臣が認めた場合

2　法第十五条の九の規定により経済産業大臣の確認を受けようとする者は、様式第七の二の二による申請書を推進機関に提出しなければならない。

3　前項の申請書には、次に掲げる書類その他経済産業大臣が必要と認める書類を添付しなければならない。

一　第一項第一号の場合にあっては、違反の改善に必要な措置をとったことを証する書類

二　第一項第二号の場合にあっては、認定発電設備の解体等を完了したことについて経済産業大臣の確認を受けたことを証する書類

（交付金相当額積立金の推進機関への帰属）

［新設］

第十三条の三の十　法第十五条の十第一項の経済産業省令で定める措置は、再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置について、その全部を講じたものとする。

（解体等積立金の積立期間）

第十三条の四　法第十五条の十二第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から調達期間が終了する日までの期間とする。

一・二　［略］

（解体等積立金の積立方法）

第十三条の五　法第十五条の十二第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

（解体等積立金の額の算定期間）

第十三条の六　法第十五条の十三第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

2　法第十五条の十三第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。

［新設］

（解体等積立金の積立期間）

第十三条の四　法第十五条の六第二項の経済産業省令で定める期間は、次に定める日から調達期間が終了する日までの期間とする。

一・二　［略］

（解体等積立金の積立方法）

第十三条の五　法第十五条の六第四項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

（解体等積立金の額の算定期間）

第十三条の六　法第十五条の七第一項の経済産業省令で定める期間は、一月とする。

2　法第十五条の七第一項の解体等積立金の額の算定の基礎となる認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量は、前項で定める期間ごとに、検針等が行われた日から次の検針等が行われた日の前日までの間に、認定事業者が市場取引等又は特定契約若しくは一時調達契約により供給した再生可能エネルギー電気の量とする。